

高知県公衆浴場入浴料金審議会

資 料

令和5年9月4日（月）

高知県保健衛生総合庁舎 1階 大会議室

高知県健康政策部薬務衛生課

高知県公衆浴場入浴料金審議会次第

日時：令和5年9月4日（月）
午前10時～午前11時30分
場所：高知県保健衛生総合庁舎
1階 大会議室

- 1 開会
- 2 高知県健康政策部長 挨拶
- 3 高知県公衆浴場入浴料金審議会長及び副会長の選任
- 4 議事
 - (1) 高知県公衆浴場入浴料金の価格に関する審議
 - (2) その他
- 5 閉会

審 議 会 資 料 目 次

1	高知県公衆浴場入浴料金審議会委員名簿	1
2	入浴料金改定要望書	2
3	諮問書	3
4	高知県における入浴料金改定の推移	4
5	入浴料金の現況（都道府県別）	5
6	高知県における公衆浴場の現況と推移	6
	（1）市町村別施設状況	
	（2）施設数及び利用者数の推移	
	（3）経営形態等の状況	
7	公衆浴場実態調査	9
	（1）調査について	
	（2）実態調査結果	
	（3）調査結果の分析	
8	公衆浴場利用者アンケート	11
	（1）調査方法	
	（2）アンケート調査結果	
9	料金改定に関する試算	15

参考資料

- （1）実態調査票、記入要領
- （2）高知県公衆浴場審議会条例
- （3）公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

1 高知県公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

氏名(敬称略)	所属・役職名	委員区分	任期
前田 和範	高知県公立大学法人高知工科大学 経済・マネジメント学群講師	学識経験者	R4. 11. 1～ R6. 10. 31
宇都宮 千穂	高知県公立大学法人高知県立大学 文化学部文化学科 教授	〃	R5. 7. 1～ R6. 10. 31
森田 健嗣	高知県中小企業団体中央会理事兼事務局長	〃	R4. 11. 1～ R6. 10. 31
笹岡 貴文	高知県町村会事務局長	〃	R4. 11. 1～ R6. 10. 31
池永 彰美	高知県民生委員児童委員協議会連合会会長	〃	R4. 11. 1～ R6. 10. 31
長瀬 美和	高知県連合婦人会副会長	消費者代表	R4. 11. 1～ R6. 10. 31
市川 稔道	日本労働組合総連合会 高知県連合会事務局長	〃	R4. 11. 1～ R6. 10. 31
前田 梓	高知県生活協同組合連合会	〃	R4. 11. 1～ R6. 10. 31
長山 義正	高知県公衆浴場業同業組合代表者	業界代表	R5. 7. 1～ R6. 10. 31



令和5年5月26日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県公衆浴場同業組合
代表者 長山 義正

公衆浴場入浴料金統制額改定要望書

私ども6軒の公衆浴場（令和5年4月1日現在）は、平成26年12月1日より、現行の入浴料金で営業してまいりました。しかし、近年は利用者の減少に加え、燃料費、電気料金、諸経費の値上がりの影響でコスト事情も急変し、公衆浴場の経営は悪化の一途をたどっているのが現状であります。

公衆浴場は地域住民の憩いの場で、健康増進と福祉・衛生面において重要な役割を担っていることから、利用者の負担軽減のため燃料等諸費用の高騰の中でも経営努力により対応してきたところです。

しかしながら、今年6月からの電気料金の値上げ、燃料費等諸費用の相次ぐ値上がりにより経営努力にも限界がきており、廃業・休業する公衆浴場もでてまいりました。

県、市の行政からの暖かい支援に対しまして、公衆浴場業界として感謝しており、私たち公衆浴場業者も社会的使命を認識し、浴場存続のため頑張っておりたいと思っております。そのためにも、業界にとって唯一の収入源である入浴料金の統制額を適正料金に改定していただきますよう、お願い申し上げます。

5 高薬衛第 843 号

高知県公衆浴場入浴料金審議会 様

令和 5 年 5 月 26 日付けで高知県公衆浴場同業組合から要望のあった公衆浴場入浴料金の価格について、高知県公衆浴場入浴料金審議会条例第 1 条に基づき下記のとおり諮問します。

令和 5 年 9 月 4 日

高知県知事 濱田 省司



記

1 入浴料金の価格

12 歳以上の者 (大人)	6 歳以上 12 歳未満の者 (中人)	6 歳未満の者 (小人)
450 円	150 円 (据置き)	60 円 (据置き)

2 改定時期

令和 5 年 10 月 1 日

4 高知県における入浴料金改定の推移

改定年月日	地区 区分	入浴料金(円)				備考
		大人	中人	小人	洗髪	
S28.2	A	15	12	5	7	厚生労働大臣決定 県内はC、D地区該当のち B、C、D地区へ是正
	B	13	10	5	7	
	C	11	9	5	7	
	D	9	7	5	7	
S37.7.21	A	17	13	7	7	知事決定(S32.10.1) 県内をA、B、C地区に是正(S36.8.1) 料金改定(洗髪料据置き)
	B	15	12	6	7	
	C	13	10	6	7	
S39.1.17	A	20	15	8	7	高知県公衆浴場入浴料金審議会 条例制定(S38.10.1) 料金改定(洗髪料据置き)
	B	17	13	7	7	
	C	15	12	6	7	
S41.3.18	A	24	17	10	7	料金改定(洗髪料据置き) 地区是正
	B	22	15	8	7	
	C	20	14	7	7	
S43.5.1	A	29	20	10	10	料金改定(小人据置き)
	B	26	17	8	10	
	C	23	15	7	10	
S45.11.1	A	35	20	10	10	料金改定(大人)
	B	31	17	8	10	
	C	27	15	7	10	
S47.11.15	A	46	25	15	10	料金改定(洗髪料据置き) 地区是正
	B	42	22	13	10	
	C	38	20	12	10	
S48.12.5	A	60	30	20	10	料金改定(洗髪料据置き) 地区是正(C地区廃止)
	B	55	30	15	10	
S49.5.1	A	80	40	30	20	料金改定
	B	70	40	20	20	
S50.12.1	A	100	50	30	20	料金改定(洗髪料据置き)
	B	80	40	20	20	
S51.12.28	A	120	60	40	20	料金改定(洗髪料据置き)
	B	100	50	30	20	
S52.12.28	A	130	60	40	30	料金改定(A地区は大人及び洗髪料金、B 地区は大人料金)
	B	110	50	30	20	
S53.12.28	A	140	60	40	30	料金改定(大人)
	B	120	50	30	20	
S54.11.1	A	150	80	50	30	料金改定 地区是正
	B	130	70	40	20	
S55.4.1	A	160	80	50	30	料金改定(大人)
	B	140	70	40	20	
S56.1.1	—	170	80	60	30	地区区分廃止(県内統一)、料金改定
S57.1.15	—	190	100	60	30	料金改定(大人、中人)
S59.1.10	—	200	100	60	30	料金改定(大人)
S61.6.10	—	220	100	60	30	料金改定(大人)
H元.2.1	—	250	120	60	—	料金改定(大人、中人)、洗髪料廃止
H6.4.1	—	280	120	60	—	料金改定(大人)
H9.4.1	—	300	120	60	—	料金改定(大人)
H13.4.1	—	330	130	60	—	料金改定(大人・中人)
H20.7.15	—	360	150	60	—	料金改定(大人・中人)
H26.12.1	—	400	150	60	—	料金改定(大人)

(注)洗髪料は当初婦人のみ、昭和50年12月1日から男女12歳以上の者(男子は長髪の者に限る。)に適用する。

5 入浴料金の現況(都道府県別)

地方	都道府県	現 行				改定前				R4 以降 改定
		入浴料金(円)			改定年月日	入浴料金(円)			改定年月日	
		大人	中人	小人		大人	中人	小人		
北海道・東北	北海道	480	140	70	R4.10.1	450	140	70	R1.10.1	○
	青森県	480	170	80	R5.4.10	450	150	60	H28.3.1	○
	岩手県	480	170	80	R2.4.1	430	150	70	H27.1.1	
	宮城県	480	160	90	R5.1.1	440	140	80	H27.4.1	○
	秋田県	460	130	90	H31.1.1				-	
	山形県	300	120	80	H7.4.1				-	
	福島県	450	150	90	H30.4.1				-	
関東・甲信越	茨城県	350	130	70	H10.2.23				-	
	栃木県	460	200	100	R5.2.15	420	180	90	H26.7.15	○
	群馬県	400	180	80	H26.9.1				-	
	埼玉県	480	180	70	R4.10.1	450	180	70	R2.4.1	○
	千葉県	480	170	70	R4.9.15	450	170	70	R1.10.1	○
	東京都	520	200	100	R5.7.1	500	200	100	R4.7.15	○
	神奈川県	500	200	100	R4.9.1	490	200	100	R2.9.1	○
	新潟県	480	150	70	R5.1.1	440	150	70	R2.4.1	○
	山梨県	430	170	70	R1.12.1	400	170	70	H21.2.1	
	長野県	440	150	70	R5.4.1	400	150	70	H26.3.1	○
北陸・東海	富山県	470	150	70	R5.4.1	440	140	60	R1.10.1	○
	石川県	490	130	50	R5.4.1	460	130	50	R2.3.1	○
	福井県	450	160	70	R2.4.1	430	150	60	H26.11.20	
	岐阜県	500	180	100	R5.4.1	460	160	80	R1.10.1	○
	静岡県	450	180	90	R1.10.1	400	160	80	H26.4.1	
	愛知県	500	180	100	R5.4.1	460	150	70	R4.4.1	○
	三重県	470	150	70	R5.4.1	440	150	70	R3.1.1	○
関西	滋賀県	490	150	100	R5.5.1	450	150	100	R2.5.1	○
	京都府	490	150	60	R4.10.1	450	150	60	R1.10.1	○
	大阪府	520	200	100	R5.8.28	490	200	100	R3.8.25	○
	兵庫県	490	180	80	R5.2.1	450	160	60	R1.10.1	○
	奈良県	440	160	80	R1.10.1	420	150	80	H26.4.1	
	和歌山県	440	150	80	R1.10.1	420	140	80	H21.2.1	
中国・四国	鳥取県	450	150	80	R3.4.1	400	150	80	H26.4.21	
	島根県	430	160	90	R5.5.1	350	130	70	H17.9.6	○
	岡山県	450	200	100	R4.12.1	430	160	70	R1.10.1	○
	広島県	480	200	100	R4.11.1	450	200	100	R1.10.1	○
	山口県	450	160	80	R4.5.1	420	150	80	H27.4.10	○
	徳島県	450	150	70	R5.1.1	400	150	70	H26.12.1	○
	香川県	400	150	60	H27.12.1				-	
	愛媛県	450	150	60	R5.4.1	400	150	60	H26.9.1	○
	高知県	400	150	60	H26.12.1	350	150	60	H20.7.15	
九州	福岡県	480	200	100	R5.4.1	450	180	70	R1.10.1	○
	佐賀県	280	130	80	H8.2.15				-	
	長崎県	400	150	80	R5.4.1	350	150	80	H19.3.15	○
	熊本県	450	150	80	R4.11.1	400	150	80	H26.12.1	○
	大分県	430	160	80	R4.12.27	380	150	70	H19.1.12	○
	宮崎県	350	130	60	H20.2.1				-	
	鹿児島県	420	150	80	R1.10.1	390	150	80	H24.10.1	
沖縄県	370	170	100	H18.2.11				-		

■R4以降に料金改定した都道府県
(29都道府県)

	大人	中人	小人
最高値	520	200	100
中央値	480	160	80
最頻値	480	150	100
最低値	400	130	50

■全都道府県

	大人	中人	小人
最高値	520	200	100
中央値	450	160	80
最頻値	480	150	80
最低値	280	120	50

6 高知県における公衆浴場の現況と推移

(1)市町村別施設状況 (R5.8.1現在)

保健所名	市町村名	令和5年度				令和4年度以前の一般公衆浴場施設数の変遷								
		一般公衆浴場				一般公衆浴場施設数(各年度末時点)								
		私営		公営		4年度	3年度	2年度	令和元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	平成26年度
		許可 施設数	休止 施設数	許可 施設数	休止 施設数									
高知市保健所	高知市	5	1			5	7	7	7	7	7	7	7	7
幡多保健所	宿毛市													
	土佐清水市	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1
	四万十市	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1
	大月町													
	三原村													
	黒潮町													
須崎保健所	須崎市													
	中土佐町													
	津野町													
	梶原町													
	四万十町													
中央西保健所	土佐市													
	いの町													
	仁淀川町													
	佐川町													
	越知町													
	日高村													
中央東保健所	南国市													
	香美市													
	香南市													
	大豊町													
	本山町													
	土佐町													
	大川村													
安芸保健所	室戸市													
	安芸市													
	東洋町													
	奈半利町													
	田野町													
	安田町													
	北川村													
	馬路村													
	芸西村													
合計数		7	1			7	9	9	9	9	9	9	9	9

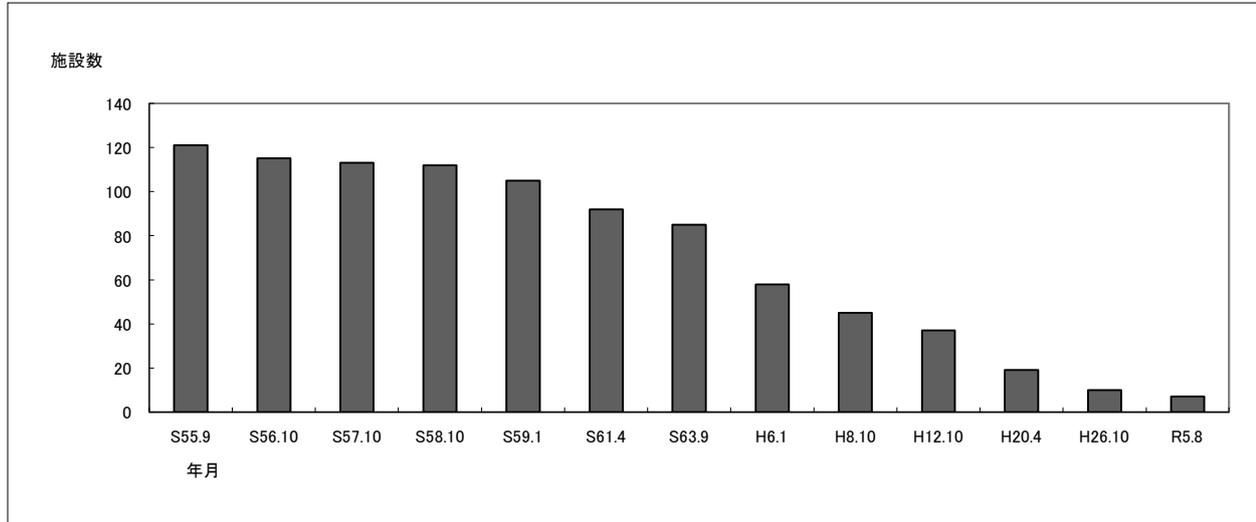
※休止施設数は許可施設数の内数

(2)施設数及び利用者数の推移

1 施設数 (昭和55年～令和5年)

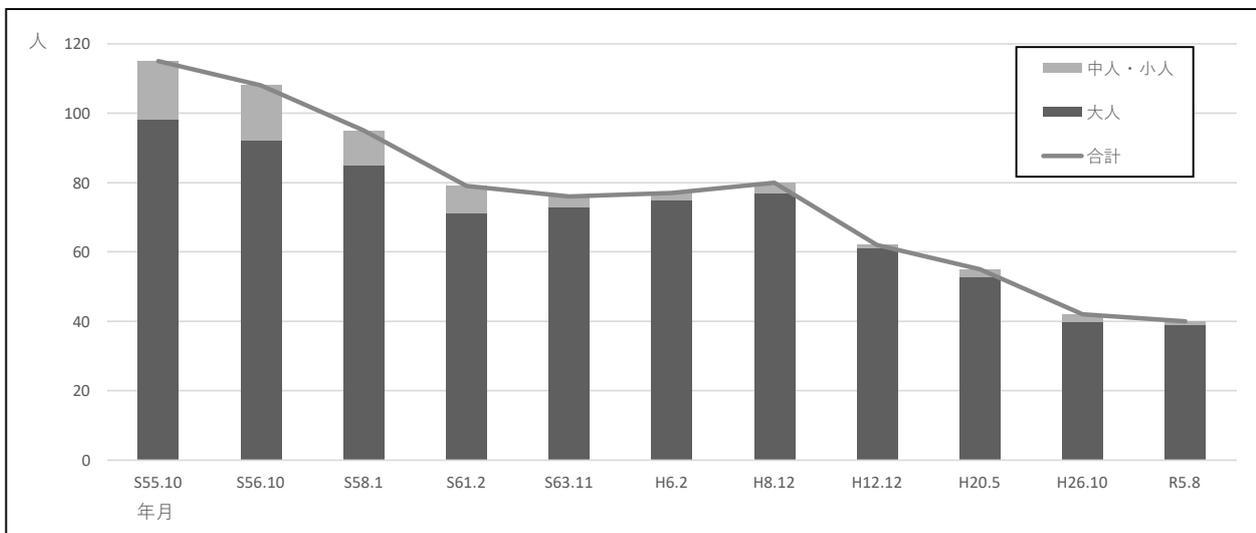
年月	S55.9	S56.10	S57.10	S58.10	S59.1	S61.4	S63.9	H6.1	H8.10	H12.10	H20.4	H26.10	R5.8
施設数	121	115	113	112	105	92	85	58	45	37	19	10	7

※令和5年8月の施設数7のうち、現在営業している私営の公衆浴場数は6である(高知市内の1施設が休業中)。



2 利用者数(1浴場1日当たり：昭和55年～令和5年)

年月	S55.10	S56.10	S58.1	S61.2	S63.11	H6.2	H8.12	H12.12	H20.5	H26.10	R5.8
大人	98	92	85	71	73	75	77	61	53	40	39
中人・小人	17	16	10	8	3	2	3	1	2	2	1
合計	115	108	95	79	76	77	80	62	55	42	40



(3)経営形態等の状況

※1 県内で現在営業中の6施設について調査(令和5年8月1日現在)

※2 高知市以外には四万十市に1施設、土佐清水市に1施設

ア 経営形態

種別 地区別	専 業	兼 業	合 計
高知市	3	1	4
高知市以外	0	2	2
計	3	3	6

イ 使用燃料

種別 地区別	廃 油	重油と廃油 の併用	雑 燃	合 計
高知市	2	2	0	4
高知市以外	0	0	2	2
計	2	2	2	6

ウ 使用用水

種別 地区別	水 道	地下水	水道と地下 水の併用	合 計
高知市	3	0	1	4
高知市以外	1	1	0	2
計	4	1	1	6

エ 下水道利用

種別 地区別	有	無	計
高知市	2	2	4
高知市以外	0	2	2
計	2	4	6

オ 所得税申告

種別 地区別	青 色	白 色	計
高知市	2	2	4
高知市以外	2	0	2
計	4	2	6

カ 経営者年齢層

種別 地区別	40代未満	50代	60代	70代	80代以上	計	平均年齢
高知市	0	1	0	1	2	4	74.0
高知市以外	0	1	1	0	0	2	60.0
計	0	2	1	1	2	6	69.3

○後継者の有無については、6施設全てが「無し」と回答。

7 公衆浴場実態調査

統制額の基礎資料とするため、実態調査を実施。その結果は次のとおりである。

(1) 調査について

- ・ 調査対象：県内の公衆浴場のうち、現在営業中の6施設。
- ・ 調査期間：令和5年7月13日から7月31日まで
- ・ 調査内容：以下の2つの調査を実施。

① 経営実態調査

【調査方法】

公衆浴場経営者が調査票に記入。記入された内容に誤りがないか、必要に応じて保健所の職員（高知市内の施設については、薬務衛生課の職員）が、経営者に対する聞き取りや会計帳簿等資料の確認調査を実施。

【調査項目】

令和4年1月1日から12月31日までの1年間における料金等営業収入及び営業上の必要支出

② 入浴者数実態調査

【調査方法】

公衆浴場経営者及び従業員が入浴者数をカウントし、調査票に記入。

【調査項目】

令和5年7月13日から7月31日までの連続する4営業日の間における、営業開始時間から営業終了時間までの入浴者数（大人、中人、小人別）

(2) 実態調査結果

- ・ 収入（令和4年における1浴場当たりの中央値から算出）

	入浴料金 収入	入浴料金以外の収入			合計
		営業外収入	補助金収入	その他の 収入	
1ヶ月収入 (円)	308,292	8,059	6,667	98,086	421,104
1日収入 (円)	11,857	310	256	3,773	16,196
収入構成比 (%)	73.2%	1.9%	1.6%	23.3%	100.0%

注1 1ヶ月営業日数は26日とする（6施設の平均）

注2 営業外収入＝石けん、タオル等の入浴に必要な用品及び飲料等の売上げによる収入
その他の収入＝公衆浴場以外の収入で、公衆浴場経営に補てんしているもの
（サウナ、コインランドリー、家賃収入等）

・支出（令和4年における1浴場当たりの1ヶ月の支出を中央値から算出）

経費項目	支出額(円)	摘要	支出構成比(%)
人件費	198,375	家族従業員・雇用者 ※	49.3%
用水費	20,381	上下水道及び下水道使用料	5.1%
燃料費	34,167	重油、廃油等	8.5%
光熱費	76,320	営業用に使用した電気料	19.0%
消耗品費	11,437	洗剤、入浴剤、消毒薬等	2.8%
修繕費	6,927	設備修繕費等	1.7%
賃借料	4,650	来客用駐車場借り上げ料等	1.2%
公租公課	8,579	固定資産税等	2.1%
保険料	4,728	火災、自動車保険等	1.2%
交際費	1,400	慶弔費、町内組合費等	0.3%
減価償却費	32,110		8.0%
その他の経費	3,032	新聞、通信費、飲料の仕入れ代等	0.8%
合計	402,106		100%

※人件費には事業主報酬は含まれていない。

・入浴者数（1浴場の1日当たりの人数を中央値から算出）

調査期間：R5.7.13～7.31の間の4営業日

区分	大人	中人	小人	合計
入浴者数(人)	41.5	0.1	0.0	41.6
構成比(%)	99.76%	0.24%	0.00%	100%

(3) 調査結果の分析

上記調査結果より、令和4年における収支差益（＝事業主報酬）は次のとおりとなる。

収入	421,104円	
支出	402,106円	18,998円/26日(1ヶ月営業日数) = 731円/日
収支差益	18,998円	

[参考]

1日の営業時間は、公衆浴場6施設のうち4施設が8～9時間である(2施設は4時間営業)。これを高知県最低賃金(効力発生日 令和4年10月9日)と比較すると以下のとおりとなる。

項目		1時間
高知県最低賃金		853円
ケース1	8時間労働	91円
ケース2	9時間労働	81円

8 公衆浴場利用者アンケート

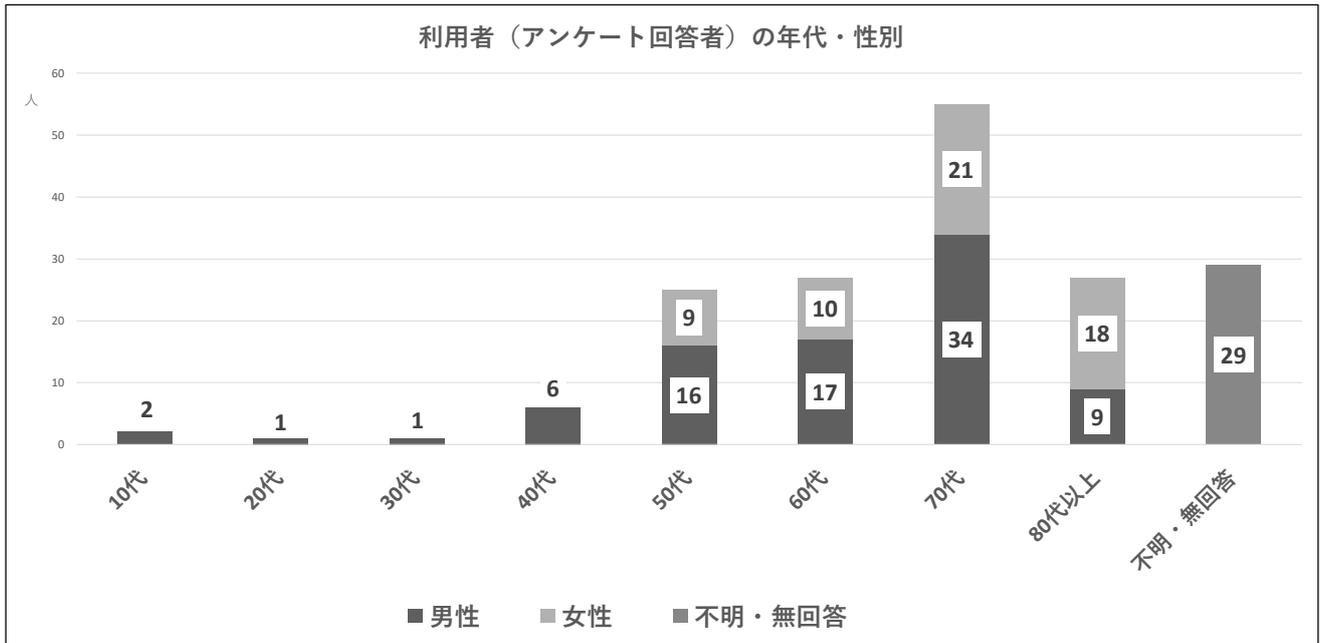
(1)調査方法

- ・ 現在営業中の公衆浴場6施設にアンケート用紙を配布。令和5年7月13日から7月31日までの間に公衆浴場を利用した方に対し、アンケートの回答を依頼。
- ・ 6施設に対し合計450枚のアンケート用紙を配布し、173枚回収。

(2)アンケート調査結果

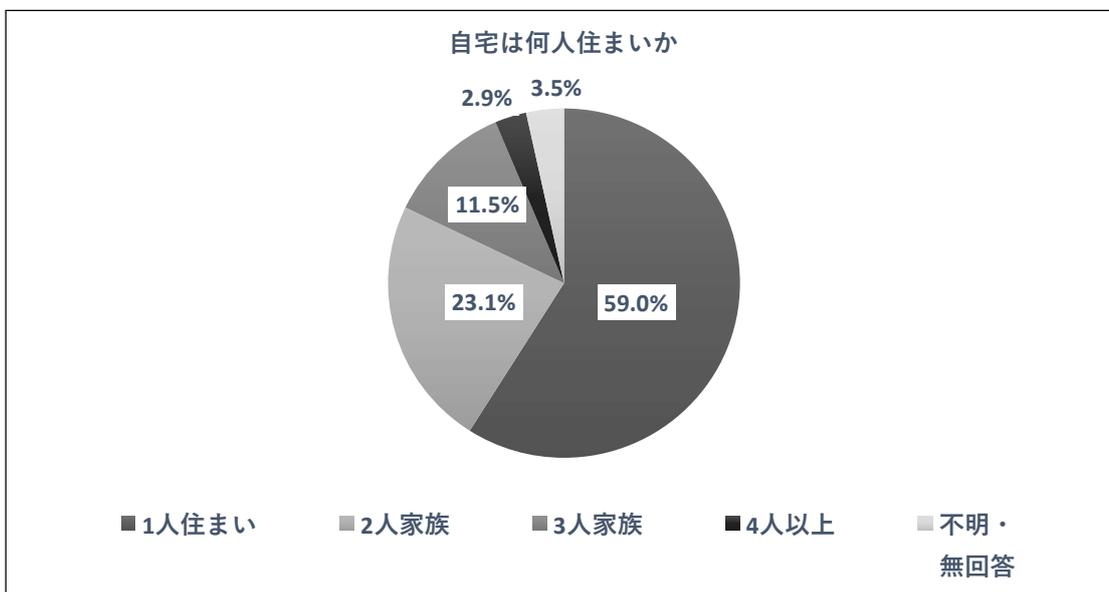
1 利用者(アンケート回答者)の年代・性別

年代	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代以上		不明・無回答	合計
	男性	女性																
人数	2	0	1	0	1	0	6	0	16	9	17	10	34	21	9	18	29	173



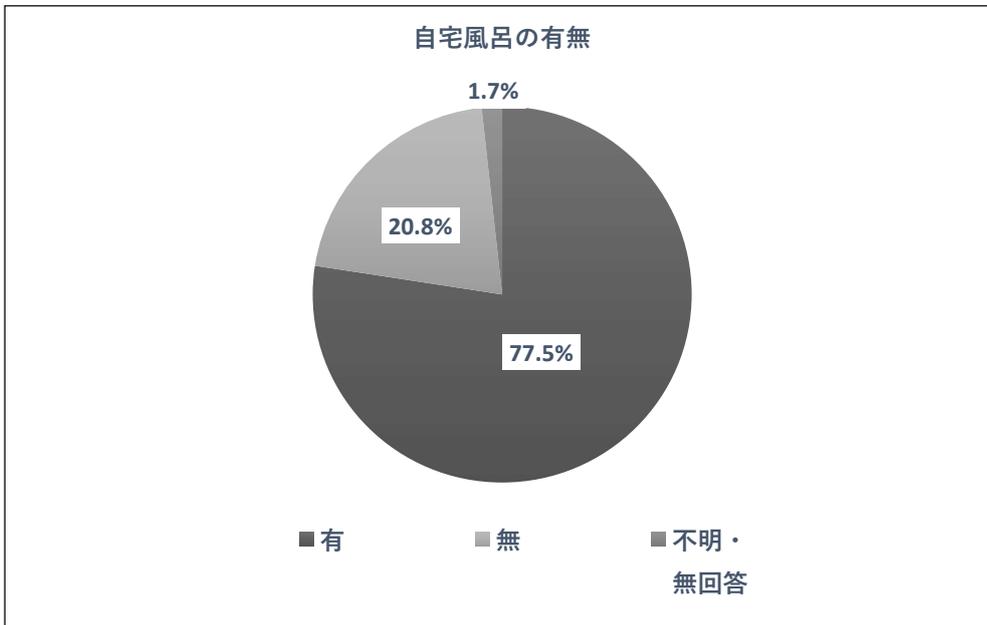
2 自宅は何人住まいか

	1人住まい	家族と同居			不明・無回答	合計
		2人家族	3人家族	4人以上		
(人)	102	40	20	5	6	173
(%)	59.0%	23.1%	11.5%	2.9%	3.5%	100%



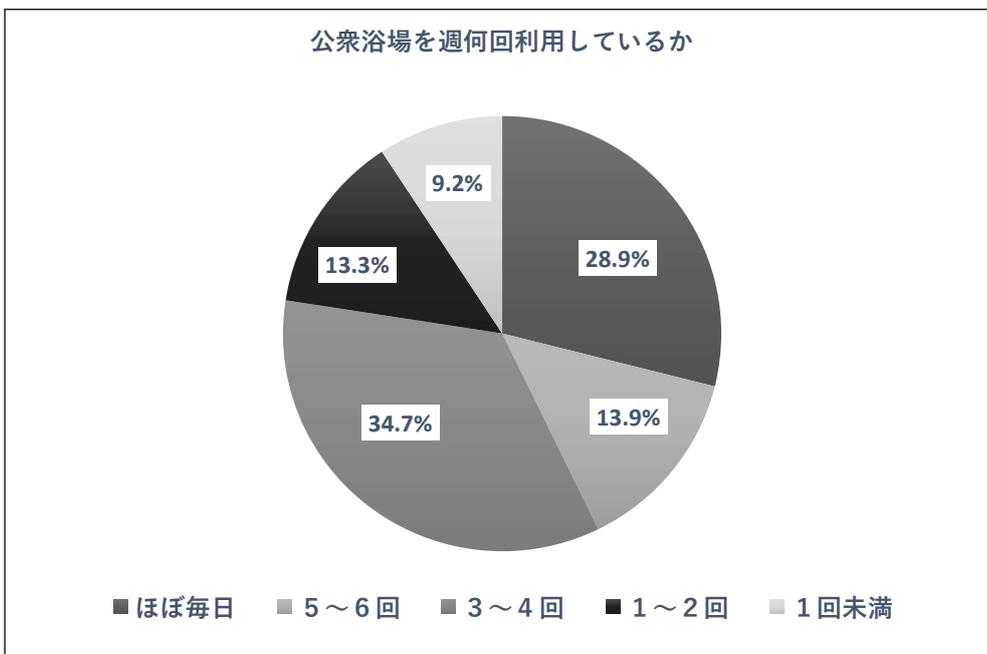
3 自宅風呂の有無

	自宅風呂		不明・ 無回答	合計
	有	無		
(人)	134	36	3	173
(%)	77.5%	20.8%	1.7%	100%



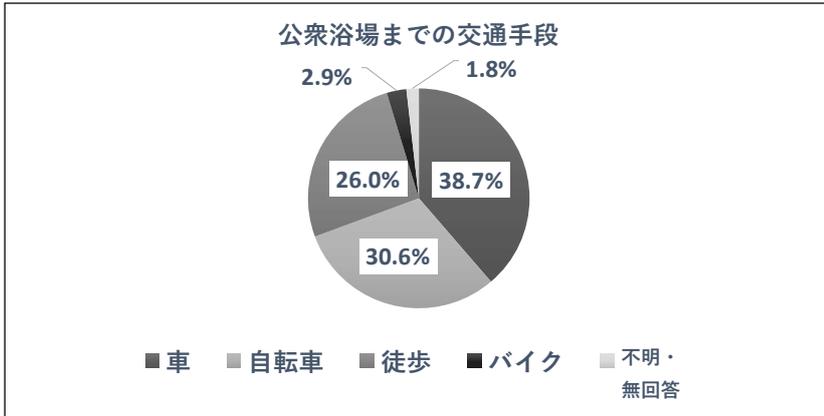
4 公衆浴場を週何回利用しているか

	ほぼ毎日	5～6回	3～4回	1～2回	1回未満	不明・ 無回答	合計
	(人)	50	24	60	23		
(%)	28.9%	13.9%	34.7%	13.3%	9.2%	0%	100%

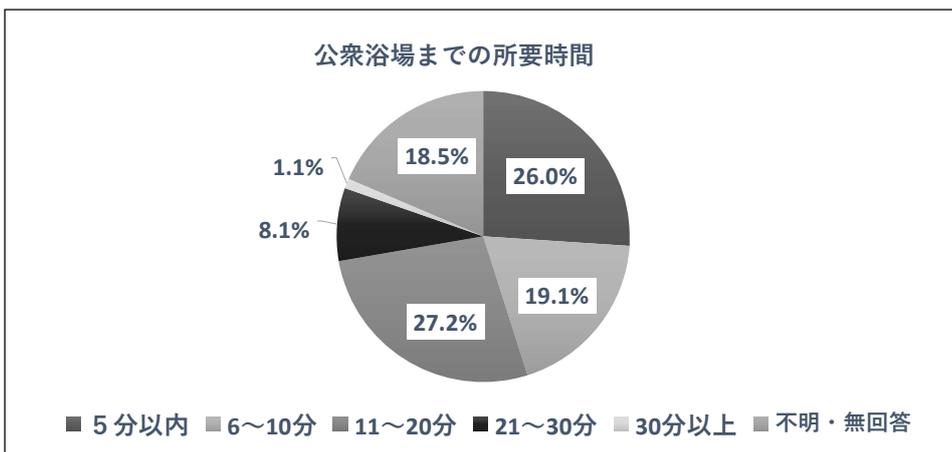


5 公衆浴場までの交通手段・所要時間

交通手段	徒歩	自転車	バイク	車	バス・電車	不明・無回答	合計
(人)	45	53	5	67	0	3	173
(%)	26.0%	30.6%	2.9%	38.7%	0%	1.8%	100%

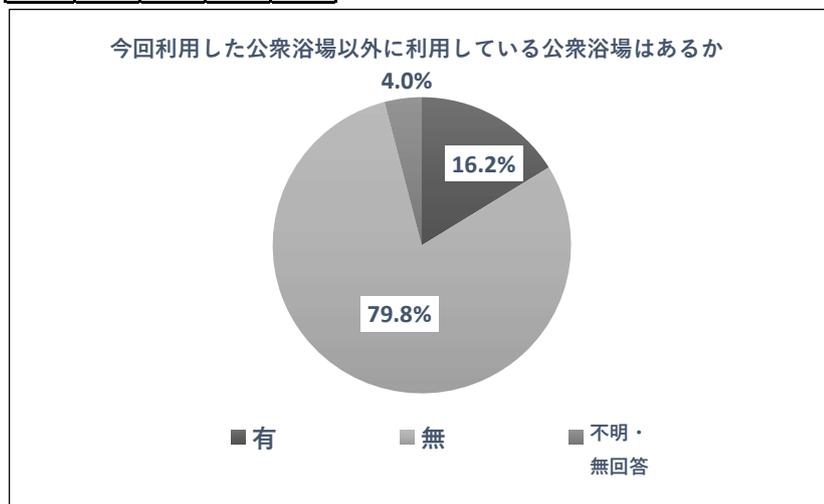


所要時間	5分以内	6～10分	11～20分	21～30分	30分以上	不明・無回答	合計
(人)	45	33	47	14	2	32	173
(%)	26.0%	19.1%	27.2%	8.1%	1.1%	18.5%	100%



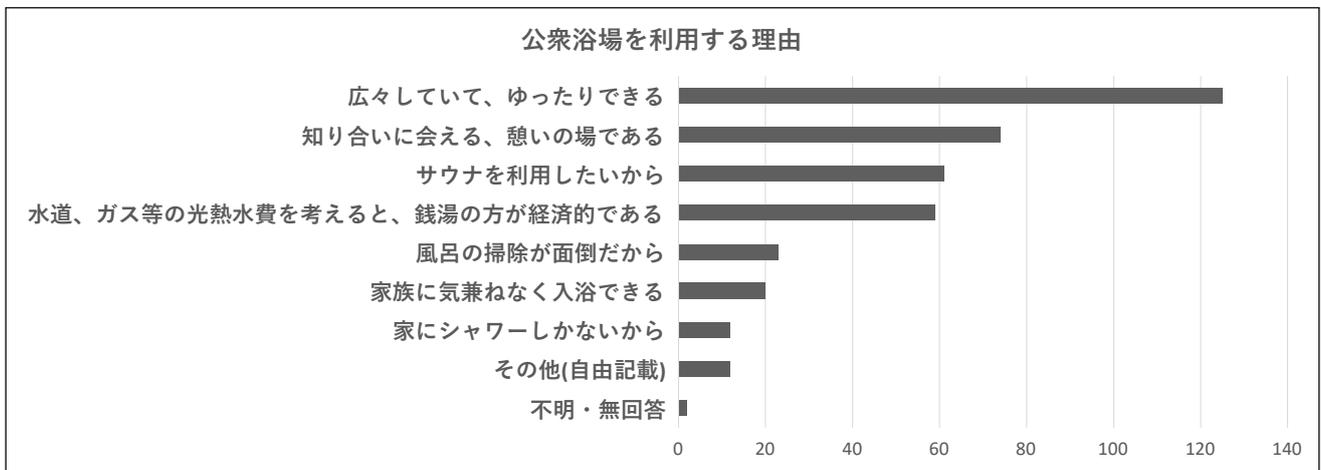
6 今回利用した公衆浴場以外に利用している公衆浴場はあるか

	有	無	不明・無回答	合計
(人)	28	138	7	173
(%)	16.2%	79.8%	4.0%	100%



7 公衆浴場を利用する理由（複数回答）

理由	広々していて、ゆったりできる	知り合いに会える、憩いの場である	風呂の掃除が面倒だから	家族に気兼ねなく入浴できる	水道、ガス等の光熱水費を考えると、銭湯の方が経済的である	家にシャワーしかないから	サウナを利用したいから	その他（自由記載）	不明・無回答	合計
(人)	125	74	23	20	59	12	61	12	2	388

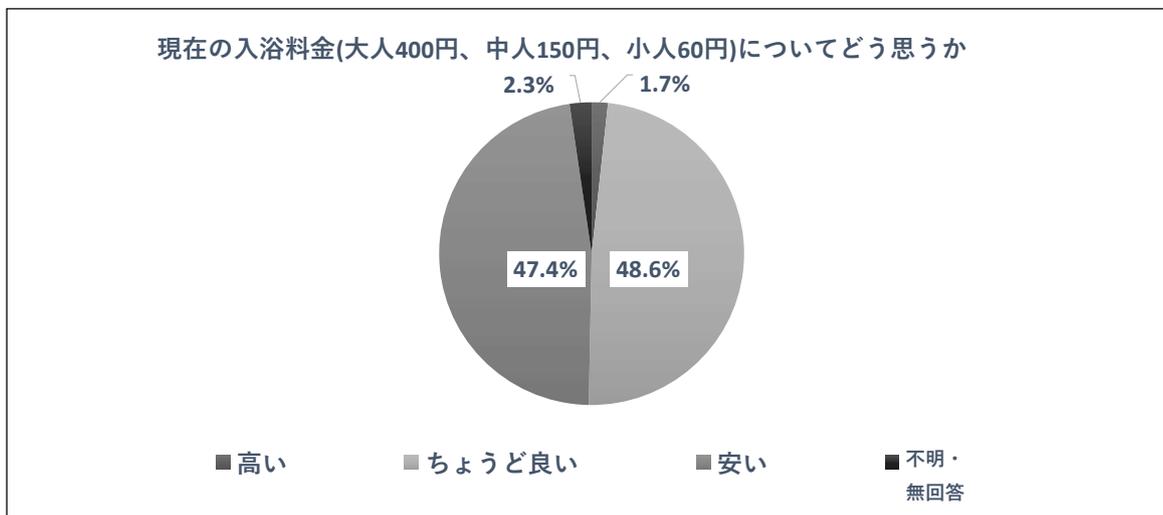


○自由記載欄に記入された理由

- ・気持ち良く、リラックスできる。家で入るより疲れがとれるような気がする。
- ・部活（運動部）の帰り（高校生）
- ・子どもとの楽しい時間を過ごしたいから。
- ・家庭的でくつろげる。
- ・都合がいい。
- ・旅行で立ち寄りました。助かります。
- ・屋間もゆっくり歩いて行ける。一日の楽しみです。
- ・心と体の癒やしになり、次の日の活力になる。
- ・体調が良くなる。痛いところが治る。

8 現在の入浴料金(大人400円、中人150円、小人60円)についてどう思うか

	高い	ちょうど良い	安い	不明・無回答	合計
(人)	3	84	82	4	173
(%)	1.7%	48.6%	47.4%	2.3%	100%



9 料金改定に関する試算（事業主報酬からみた試算）

令和4年の1浴場の1日当たり入浴者数(大人のみとして算出)

$$11,857 \text{ 円(令和4年の1日収入)} / 400 \text{ 円(現行の大人料金)} = \underline{29.64 \text{ 人/日}}$$

高知県内常用労働者の平均給与額(事業所規模1～4人) 168,886円(※)を事業主収入として適用した場合

1ヶ月支出	402,106円
+事業主収入	168,886円
合計支出	570,992円

(※) 厚生労働省毎月勤労統計調査特別調査(令和4年7月)による。

1ヶ月収入(入浴料金以外の収入112,812円を除く)に対する大人の構成比率(令和5年7月の4営業日)で入浴料金を試算すると、

$$\text{大人} \quad \frac{(570,992 - 112,812)}{29.64 \text{ 人} \times 26 \text{ 日}} \times 99.76\% = 593.12 \text{ 円}$$

試算によると現在の入浴料金から大幅な引き上げが必要となるが、公衆浴場経営者への聞き取りやアンケート結果から、自宅風呂のない方や光熱水費節約のために公衆浴場を利用する方もおり、そうした利用客の生活への影響や、急激な値上げによる客離れ等を考慮する必要がある。

上記のこと及び四国の状況から、大人料金450円(50円引き上げ)が適正料金と考える。なお、12歳未満の利用客は少なく、入浴料金収入に占める割合が極端に低いことから、料金改定による大幅な収入増には繋がらないと判断し、中人料金150円、小人料金60円については据置きとする。

(参考) 四国4県の入浴料金統制額(令和5年8月1日時点)

	大人	中人	小人	改定年月日
徳島県	450円	150円	70円	令和5年1月1日
香川県	400円	150円	60円	平成27年12月1日
愛媛県	450円	150円	60円	令和5年4月1日
高知県	400円	150円	60円	平成26年12月1日

参 考 资 料

調査票1

令和5年度高知県一般公衆浴場実態調査
基礎調査

(1)浴場名	
(2)営業者	昭・平 ・氏名: _____ ・生年月日 _____年 ____月 ____日
(3)連絡先	・電話番号: _____ ・FAX番号: _____
(4)営業時間	・開始時間 _____ 午前 _____時 ____分 午後 _____時 ____分 ・終了時間 _____ 午前 _____時 ____分 午後 _____時 ____分
(5)営業形態	・専業 _____ ・兼業 (職名: _____)
(6)後継者	・有り (間柄: _____) _____ ・無し
(7)従業者 ※営業者を除く	・家族従業員(_____)人 ・常雇(_____)人 ・臨時雇(_____)人
(8)定休日	・年間 (_____)日
(9)多様化設備 (サウナ、電気風呂、 薬湯等)	・有り (設備名: _____) _____ ・無し
(10)所得税申告	・白色申告 _____ ・青色申告 _____ ・青色法人 _____
(11)使用燃料	・重油(A,B,C) _____ ・軽油 _____ ・廃油 _____ ・重油と軽油の併用 _____ ・重油と廃油の併用 _____ ・雑燃(おがくず、薪等) _____ ・その他(_____)
(12)使用用水	・水道 _____ ・地下水 _____ ・水道と地下水の併用 _____
(13)下水道の利用	・有り _____ ・無し _____
(14)入浴料金	・大人(_____)円 _____ ・中人(_____)円 _____ ・小人(_____)円 _____
(15)入浴者数 ※1日当たり平均	・大人(_____)人 _____ ・中人(_____)人 _____ ・小人(_____)人 _____

令和5年度高知県一般公衆浴場実態調査
経営実態調査

浴場名	
-----	--

県職員使用欄	調査日:令和 年 月 日() : ~ :
	調査員:

1、収入の状況(R4.1.1~R4.12.31)

↑上記枠内は、記入不要です。

科目	金額(年額)	備考
(1)入浴料金収入	円	
(2)営業外収入	円	
(3)補助金収入	円	
(4)その他の収入	円	
計	円	

2、支出の状況(R4.1.1~R4.12.31)

科目	金額(年額合計)	内訳
(5)人件費	円	事業主 : 円(年額)
		家族従業員(人):計 円(年額)
		常雇従業員(人):計 円(年額)
		臨時従業員(人):計 円(年額)

(6) 用水費	円	1、水道 2、地下水(井戸) 3、併用(割合 :)				
		/	上水道		下水道	
			使用料	金額	使用料	金額
		年間	m ²	円	m ²	円
			m ²	円	m ²	円
(7) 燃料費	円	使用燃料名:				
		使用量(年間)		金額(年間)	円	
(8) 光熱費	円	営業用として使用した電気料				
		使用量(年間)	kwh	金額(年間)	円	
(9) 消耗品費	円	品名				
		年額	円	円	円	
(10) 備品費	円	品名				
		価額	円	円	円	

(11)修繕費	円	品名				
		年額	円	円	円	円
(12)賃借料	円	内容	借家料	借地料	リース料	その他
		年額	円	円	円	円
(13)支払利子	円	事業用資金の借入に対する利息				
		借入先	借入金額	償還残高	年利率	年額支払利子
(14)公租公課	円	事業税	固定資産税	自動車税	その他()	その他()
(15)保険料	円	火災保険	損害保険	自動車保険 (含自賠責)	その他()	その他()
(16)交際費	円	慶弔費	接待費	組合費	その他()	その他()
(17)旅費及び 交通費	円	内容				
		金額				
(18)減価償却費	円	※別紙2-1または2-2の合計額を記入してください。				

(19)建物再調達費	円	A 前期末帳簿価額				
		建物再調達費 (A×0.05)				
(20)資本報酬	円	A 資本総額		B 負債総額	C 自己資本率 (A-B)	D 資本報酬 (C×0.1)
(21)その他経費	円	品目				
		年額				
計	円					

家屋・倉庫・煙突・自動車の耐用年数明細表

〔減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表より抜粋〕

種類		構造	耐用年数	償却率	
				H19.3.31以前に取得	H19.4.1以後に取得
家屋及び倉庫	1	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	31	0.033	0.033
	2	れんが造、石造又はブロック造のもの	30	0.034	0.034
	3	金属造のもの（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	27	0.037	0.038
	4	〃（骨格材の肉厚が3mmを超え4mmを以下のもの）	19	0.052	0.053
	5	〃（骨格材の肉厚が4mmを以下のもの）	15	0.066	0.067
	6	木造又は合成樹脂のもの	12	0.083	0.084
	7	木造モルタル造のもの	11	0.090	0.091
煙突	1	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	35	0.029	0.029
	2	れんが造のもの	25	0.040	0.040
	3	金属造のもの	10	0.100	0.100
自動車		自動車（二輪又は三輪自動車を除く）			
	1	小型車（総排気量が0.66ℓ以下のものをいう。）	4	0.250	0.250
		その他のもの			
		貨物自動車			
	2	ダンプ式のもの	4	0.250	0.250
	3	その他のもの	5	0.200	0.200
	4	その他のもの	6	0.166	0.167
5	二輪又は三輪自動車	3	0.333	0.334	

参考資料(1)

別紙2-1

○計算方法：{取得価格－（取得価格×0.1）}×償却率

平成19年3月31日以前取得分

区分	計算方法	家屋	倉庫	煙突	自動車	風呂釜	温水器	貯水槽	貯湯槽	浴槽	タイル
取得年月		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
取得価格A		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
残存価格B	(A×0.1)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
耐用年数						13 年	13 年	8 年	8 年	8 年	8 年
償却率C						0.076	0.076	0.125	0.125	0.125	0.125
年償却費	(A-B)×C	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

構造により耐用年数、償却率が異なるため別紙1を参照のこと

区分	計算方法	ろ過器	減菌器	給水設備	給湯設備	配管	気泡装置	冷暖房器具	気ほう装置	バーナー	マッサージ機
取得年月		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
取得価格A		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
残存価格B	(A×0.1)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
耐用年数		13 年	13 年	15 年	15 年	15 年	13 年	13 年	13 年	13 年	8 年
償却率C		0.076	0.076	0.066	0.066	0.066	0.076	0.076	0.076	0.076	0.125
年償却費	(A-B)×C	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

区分	計算方法	電気設備									計
取得年月		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
取得価格A		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
残存価格B	(A×0.1)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
耐用年数		15 年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
償却率C		0.066									
年償却費	(A-B)×C	円	円	円	円	円	円	円	円	円	※ 円

※その他別紙3を参照のこと

参考資料(1)

別紙2-2

○計算方法：取得価格×償却率

平成19年4月1日以後取得分

区分	計算方法	家屋	倉庫	煙突	自動車	風呂釜	温水器	貯水槽	貯湯槽	浴槽	タイル
取得年月		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
取得価格A		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
耐用年数						13年	13年	8年	8年	8年	8年
償却率B						0.077	0.077	0.125	0.125	0.125	0.125
年償却費	A×B	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

構造により耐与年数、償却率が異なるため別紙1を参照のこと

区分	計算方法	ろ過器	滅菌器	給水設備	給湯設備	配管	気泡装置	冷暖房器具	気ほう装置	バーナー	マッサージ機
取得年月		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
取得価格A		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
耐用年数		13年	13年	15年	15年	15年	13年	13年	13年	13年	8年
償却率B		0.077	0.077	0.067	0.067	0.067	0.077	0.077	0.077	0.077	0.125
年償却費	A×B	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

区分	計算方法	電気設備									計
取得年月		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
取得価格A		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
耐用年数		15年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
償却率B		0.067									
年償却費	A×B	円	円	円	円	円	円	円	円	円	※ 円

※その他別紙3を参照のこと

参考資料（１）

別紙 3

1 定額法による年間減価償却費の例

(1) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した場合

区分	家屋（木造のもの）	風呂釜
建設年月日	H 5	H12
取得価格 A	1, 200, 000	1, 000, 000
残存価値：B（ $A \times 0.1$ ）	120, 000	100, 000
耐用年数	12 年	3 年
償却率 C	0. 083	0. 333
年間減価償却額：（ $A - B$ ） $\times C$	89, 640	299, 700

計算方法・・・年間償却額 = {取得価格 A - (取得価格 A \times 0.1)} \times 償却率 C
↳ = B

(2) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した場合

区分	家屋（木造のもの）	風呂釜
建設年月日	H 5	H12
取得価格 A	1, 200, 000	1, 000, 000
耐用年数	12 年	3 年
償却率 B	0. 083	0. 333
年間減価償却額：A \times B	99, 600	333, 000

計算方法・・・年間償却額 = (取得価格 A) \times 償却率 B

2 中古資産の耐用年数の見積り

中古の資産を取得し、これを事業の用に供した場合の耐用年数の適用については、次によって見積ることとする。

参考資料（１）

- (1) 法定耐用年数の全部を経過したものは、法定耐用年数の２割に相当する年数による。１年未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
(2)も同様とする。
 - ・耐用年数＝法定耐用年数×20%

- (2) 法定耐用年数の一部を経過したものは、経過年数の２割に相当する年数と法定残存耐用年数とを合算した年数による。
 - ・耐用年数＝法定残存耐用年数＋（経過年数×20%）

- (3) 中古資産を取得した後、改良等のために支出した金額が中古資産の取得価格の５割を超えるときは、実際に見積った耐用年数とする。

令和5年度高知県一般公衆浴場実態調査
入浴者数実測調査

浴場名:

記入者名:

調査年月日: 令和 年 月 日()

営業開始時刻 午前 午後 時 分 営業終了時刻 午前 午後 時 分

区分 時間	大人 (12歳以上)	中人 (6歳以上12歳未満)	小人 (6歳未満)	備考
～14時				
14時～16時				
16時～18時				
18時～20時				
20時～22時				
22時～				
計	人	人	人	

参考資料（1）

令和5年度高知県一般公衆浴場実態調査実施要領

1 調査の目的

県内の一般公衆浴場の経営状態を把握し、適正な入浴料金統制額の指定を行うための基礎資料とする。

2 調査内容

（1）基礎調査（別添調査票1）

公衆浴場の経営形態等の一般事項について調査する。

（2）経営実態調査（別添調査票2）

令和4年1月1日から12月31日までの1年間（法人にあつては直近の決算期）における収支及び支出の実態を調査し、収入や費用等を算出。

（3）入浴者数実測調査（別添調査票3）

令和5年7月の調査票受取日から令和5年7月31日までの連続する4営業日の間において、営業開始時間から営業終了時間までの入浴者数を大人、中人、小人別に調査する。

3 調査対象施設

県内全ての私営一般公衆浴場を対象とする。ただし、休業施設は除く。

4 調査方法

・基礎調査及び入浴者数実態調査

公衆浴場経営者の記入による調査。

・経営実態調査

公衆浴場経営者が調査票に記入。記入された内容に誤りがないか、必要に応じて保健所の職員が経営者に対する聞き取りや会計帳簿等資料の確認調査を行う。

ただし、高知市保健所管内の施設については、薬務衛生課の職員が確認調査を行う。

5 調査票の提出

調査票は、保健所でとりまとめ薬務衛生課に提出するものとする。ただし、高知市保健所管内の施設については、薬務衛生課が郵送にて回収する。

参考資料（２）

○高知県公衆浴場入浴料金審議会条例

昭和38年10月 1 日条例第29号

改正 平成17年 3月29日条例第22号

高知県公衆浴場入浴料金審議会条例をここに公布する。

高知県公衆浴場入浴料金審議会条例

(設置)

第1条 知事の諮問に応じて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）の適用を受ける公衆浴場入浴料金の適正な価格を審議するため、高知県公衆浴場入浴料金審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者の代表
- (3) 公衆浴場関係の団体の役職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時における当該職又は身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3月29日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委員等に委嘱又は任命されている県議会の議員は、当該委員等の任期が満了するまでの間、引き続き当該委員等として在任することができる。この場合において、当該委員等である者の数が当該委員等の定数を超えるときは、当該数をもって当該委員等の定数とする。

参考資料 (3)

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

発令 : 昭和32年9月12日厚生省令第38号

最終改正 : 平成12年3月30日号外厚生省令第57号

改正内容 : 平成12年3月30日号外厚生省令第57号〔平成13年1月6日〕

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

〔昭和三十二年九月十二日厚生省令第三十八号〕

物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四条及び物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）第十一条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令

（公衆浴場入浴料金）

第一条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 十二才以上の者についての入浴料金
- 二 六才以上十二才未満の者一人についての入浴料金
- 三 六才未満の者一人についての入浴料金

（都道府県知事による統制額の指定）

第二条 都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項の規定に基づき、前条第一項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

（昭和三十年三月厚生省告示第五十八号の廃止）

第三条 昭和三十年三月厚生省告示第五十八号〔公衆浴場入浴料金指定〕は、廃止する。

附 則

この省令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則〔昭和五〇年五月九日厚生省令第二一号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一二年三月三〇日厚生省令第五七号抄〕

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。